

件 名	身だしなみのガイドラインの策定について
受付日	令和7年5月2日
ご意見・ご提案 の概要	他県では、服装のガイドラインを策定し、軽装勤務など、率先して働き方改革を行っている。 岐阜県も独自の取組として、Tシャツ勤務を認めるなど、働きやすい職場づくりを行ってほしい。
県の考え方	相手方への敬意や礼儀正しさを表すとともに、公務員としての言動に一定の規律をもたらすため、節度ある身だしなみは重要なものであると考えております。 以上の考え方を前提としつつ、公務能率を確保する観点から、県では、夏場における暑さをしのぎやすい軽装での執務に取り組んでいます。 この取組みを職員に周知する際には、実施期間中は、ネクタイ及び上着が着用不要であることや、ポロシャツ、チノパン及びスニーカーが着用可能であること、県の推進する施策に関連するTシャツ等については年間を通して着用可能であることなど、服装の目安を示しています。 なお、今年度は5月から10月までを取組みの実施期間としております。
担当課	総務部 人事課